

新仁会病院 院内感染防止対策指針

I、院内感染防止対策に関する考え方

この指針は、院内感染の予防に留意し、感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう本指針を作成するものである。

II、院内感染防止対策委員会の設置

病院長をはじめとする、関係各部門責任者および感染制御チームを構成員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行い、審議事項を審議する。また、緊急時は臨時会議を開催する。

1、院内感染防止対策委員会の構成

- ① 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する
- ② 委員は各部署の代表者および感染制御チームを構成員とする
- ③ 委員長、副委員長は、病院長が指名する
- ④ 必要に応じ、委員を追加することができる

2、院内感染防止委員会の開催

- ① 委員会は原則として毎月第4金曜日に開催する
- ② 必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる
 - (1) 院内感染でアウトブレイクが発生し、緊急な対応が必要となった場合
 - (2) 院内感染対策マニュアルに対応が定められていない院内感染が発生し、緊急な対応が必要となった場合

III、感染症発生時の報告と対応

- 1、法令に定められた感染症の届け出及び院内の菌分離状況のサーベイランスを行い、その結果を委員会に報告する。

また、委員会を通じて速やかに全病院職員に周知や指導を行い、情報を共有します。

院内感染対策上、問題となる各種感染症のサーベイランス

カテーテル関連感染血流感染、人工呼吸器関連感染肺炎、手術部位関連感染、カテーテル由来関連尿路感染などの対象限定サーベイランスを可能な範囲で実施する。

- 2、アウトブレイク・クラスター発生時は、その状況を委員長に報告する。委員長は必要に応じ委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、再発防止及び対応方針を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る

IV、患者への情報提供と説明

- 1、本指針は、患者及びご家族が閲覧できるようにする

- 2, 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める

V、感染制御チーム（ICT）の設置

院内感染等の発生防止に関する業務を行うため、感染制御チームを置く。感染制御チームは委員長が指名する医師、看護師、薬剤師で構成され、院内感染防止のための調査・研究および対策の確立に対し、迅速かつ機動的に活動を行う小集団（実働集団）である。それぞれの職種の専門性を生かし、協力しながら組織横断的に行う。また、委員長は必要に応じ、チームスタッフを追加することができる。

また、緊急時は、臨時会議を開催する。

1, 感染制御チームの業務

- ① 院内感染事例の把握とその対策の指導
- ② 院内感染防止対策の実施状況とその対策の指導
- ③ 院内感染発生状況の情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
- ④ 抗菌薬の適正使用の推進
- ⑤ 院内感染防止の教育
- ⑥ 定期的な巡回の実施とその記録
- ⑦ 感染に関する各種コンサルテーション業務
- ⑧ その他院内感染の発生予防に関する事項
- ⑨ 院内感染防止対策委員会への報告及び進言

VI、院内感染に関わる職員等の教育・研修

- 1, 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員に周知徹底を図り、院内感染対策の意識向上を目的に実施する
- 2, 職員研修は、新採用職員に対する研修1回と全職員を対象に年2回開催する。また必要に応じて随時開催する。
- 3, 研修の開催結果の参加実績を記録・保存する。

改定

第3版	平成27年	6月18日	改定
第4版	平成27年	7月	3日改定
第5版	令和2年	7月	1日改定
第6版	令和5年	5月	1日改定
第7版	令和6年	1月	1日改定
第8版	令和6年	5月	1日改定